

## 11-7 重複訴訟の処理

Q392 民訴法142条は重複訴訟を禁止しているが、伝統的な制度趣旨は何か。

A ①既判力の矛盾抵触のおそれが生じること、②訴訟不経済、③被告の不利益にある。

【P526】

☞この本では、訴訟不経済と判決内容の矛盾が趣旨であるとしています！【P528】

Q393 重複訴訟にあたるのは「裁判所に継続する事件と同一の事件」について訴えを提起する場合であるが、「同一の事件」とはどのような場合か。

A 当事者の同一性と訴訟物の同一性を満たす場合である。【P529】

Q394 伝統的な重複訴訟の効果は何か。

A 後訴が却下される。【P529】

Q395 重複訴訟になった場合に考えられる処理にはどのようなものがあるか。

A 弁論を併合するという方法が考えられる。【P530】

Q396 反訴であれば重複訴訟にあたらないと考えられるが、それはなぜか。

A 判決内容の矛盾は起きないし、訴訟不経済も生じないから。ただし、弁論の分離をしないことが前提。【P531】

Q397 判例によればXがYに対して訴えを提起し（前訴）、その後YがXに対して訴えを提起した際に（後訴）、前訴の債権を自働債権として相殺の抗弁を主張することができるか。

A 142条が類推適用され主張できない（最判平成3年12月17日、訴え先行型）。【P533、百選38】

Q398 なぜか。

A 相殺の抗弁は訴えの提起ではないものの既判力が生じるため、判決内容の矛盾が生じるおそれがあるし、訴訟不経済であるから。【P533】

Q399 X が Y に対して訴えを提起し（前訴）Y が相殺の抗弁を提出した後、その債権を訴訟物とする別訴を提起することはできるか。

A できない（判例なし、抗弁先行型）。【P535】

Q340 なぜか。

A 判決内容の矛盾が生ずる恐れがあるし、反訴を提起すればよいから。【P535】

Q341 訴え先行型では、抗弁の提出が適法と考える見解もあるが、どのような理由を主張しているか。

A 相殺の簡易決済機能や担保的機能を確保する必要があるし、別訴を取下げるには相手方の同意を得なければならないが事実上難しいといったことを主張している。【P535】

Q342 判例によれば、一部請求の残部請求を別訴の自働債権とする相殺は許されるか。

A 債権の分割行使をすることが権利の濫用にあたるなど特段の事情の存しない限り、許される（最判平成 10 年 6 月 30 日）。【P554、百選 38】

Q343 なぜか。

A 重複訴訟の禁止（142 条）の趣旨が妥当するといわざるを得ないが、相殺の簡易決済機能・担保的機能をできる限り保護すべきであるから。【P534】

Q344 判例によれば、本訴請求に対し反訴を提起し、反訴債権を本訴における相殺の抗弁に供することはできるか。

A できる（最判平成 18 年 4 月 14 日）。【P534、百選 A11】

Q345 なぜか。

A 申立ての趣旨を合理的に解釈し、反訴請求は、本訴において相殺の抗弁について既判力ある判断が示された場合（審理判断された場合）には、反訴原告において異なる意思表示をしない限り、反訴請求しない趣旨の予備的反訴に変更される。そして、予備的反訴の場合弁論の分離ができないため、判決内容の矛盾が生じないから。【P534】